

南城市確定申告・住民税申告受付補助等に係る人材派遣委託に関する仕様書

1 業務の目的

派遣元事業主（以下「乙」という。）は、南城市長（以下「甲」という。）との労働者派遣契約に基づき、派遣労働者を派遣し、南城市における確定申告及び住民税申告の受付業務等を迅速かつ確実に行之、個人住民税賦課処理を行うことを目的とする。

2 派遣労働者の要件

接客及び事務経験があり、市役所に勤務するうえで、公務の一端を担う立場として、基本的なビジネスマナー、個人情報保護、接遇等の知識を習得し、良好な対人関係を築ける者。

市県民税の基礎的な計算ができる程度の知識を有し、パソコンの一般的な操作（システム入力作業に必須）ができる者とする。

3 業務の概要

（１）業務名

南城市確定申告・住民税申告受付補助等に係る人材派遣委託

（２）業務場所

南城市役所、那覇税務署、北那覇税務署

（３）業務内容

（ア）課税資料の入力・確認業務

- ① 個人住民税課税資料及びその他市税の課税資料の収受及び税務システムへの登録
- ② 帳票の整理・確認・チェック作業
- ③ 電話対応

（イ）申告業務

接客を伴う次の①から④の業務とする。なお、業務期間内に行う業務説明会を受けること。

- ① 申告内容を確認しながら、課税支援システムへ入力を行う。
- ② 申告者へマイナンバーの提示を求め、本人確認を行う。
- ③ 課税資料の整理
- ④ その他①から③までに関係する業務

(4) 業務期間・派遣労働者人数・業務時間等

次のとおりとする。

グループ	期 間	日数	人数	業 務 時 間
1	1月4日 ～ 3月31日	59日	3名	8時30分から16時30分まで 休憩1時間 (実働7時間)
2	2月1日 ～ 3月15日	29日	8名	8時30分から16時30分まで 休憩1時間 (実働7時間)
3	2月12日 ～ 3月15日	21日	4名	8時30分から15時まで 休憩1時間 (実働5.5時間)

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日

4 業務履行に際しての要件

(1) 一般事項

- ① 派遣労働者は、名札を着用し、常に清潔な身だしなみに努め礼儀正しく品位を保ち、対応に当たっては態度、言葉遣いに十分注意し、親切丁寧にかつ敏速、明朗に業務を行うこと。
- ② 派遣労働者は業務内容に精通するように常に研鑽に努めること。
- ③ 派遣労働者は業務上不明な事項が生じたときには、市担当職員の指示を受けるものとする。

(2) 施設等の提供

この業務を遂行するために必要な市提供のパソコン、その他付帯設備及び消耗品等を使用することができる。

庁舎前の駐車場は利用不可。近隣に公共駐車場あり（1回入場につき100円）。

(3) 秘密保持義務の遵守

- ① 乙は、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又は日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であって、保有個人情報の安全管理措置を講ずること。
- ② 乙は、派遣労働者が業務の遂行に際して知り得た業務上の秘密、マイナンバーを含む個人情報（以下、特定個人情報という）、その他本業務の遂行に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、目的外に利用し、又は持ち出さないようにするため派遣労働者に対し

て情報の秘密保持義務を遵守させるような措置を講じなければならない。また、この業務が終了した後においても、同様とする。

- ③ 秘密保持については、その重要性を十分に認識し、乙は派遣労働者全員に対して、機密事項の保持について研修を実施し、十分な説明を行ったうえで派遣すること。なお、乙は、別紙「誓約書」を乙及び派遣労働者が連名で署名捺印のうえ、業務開始の前日までに提出すること。

（４）業務体制

- ① 派遣労働者は業務開始までに指示事項の有無を確認し、業務の準備にあたること。
- ② 勤務交代及び勤務終了後に引継ぎ事項のあるときは、確実に甲に連絡すること。
- ③ 乙は、派遣労働者の健康管理上その他必要と認めるときは、甲と協議のうえ、適切な措置をとらなければならない。
- ④ 本業務は、欠員の出ないようにすること。もし、欠員が生じた場合は、直ちに補充すること。
- ⑤ その他特別な対応が必要となるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（５）特記事項

- ① 派遣委託料は、各月ごとの実働時間数に１時間当たりの単価を乗じ、その合計額に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。
- ② 乙は、派遣労働者の契約期間中、乙の責任において必要な社会保険に加入させること。
- ③ 乙は、派遣労働者の契約期間中、乙の責任において通勤に要する費用を負担すること。
- ④ 派遣期間中は、同一の派遣労働者を基本とする。